

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和 7 年 8 月 2 5 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年8月25日(月) 午後1時00分～午後3時32分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田 秀 男	副委員長 塚本 よしひろ
	委員 澤田 えみこ	委員 山本 やすゆき
	委員 石田 ちひろ	委員 須貝 行 宏
	委員 松本 ときひろ	委員 西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田 企画経営部長
	崎 村 企画課長	吉岡 政策推進担当課長
	加 島 財政課長	長 尾 施設整備課長
	佐 藤 経 理 課 長	柏 原 区 長 室 長
	藤 村 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	野口 官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)
	與 那 嶺 戦略広報課長	品 川 会 計 管 理 者
	大 澤 区 議 会 事 務 局 長	

○午後 1 時 0 0 分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和 7 年度都区財政調整交付金当初算定結果について

○石田（秀）委員長

それでは、初めに予定表 1、報告事項を聴取いたします。

(1) 令和 7 年度都区財政調整交付金当初算定結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から令和 7 年度都区財政調整交付金当初の算定結果についてご報告をいたします。資料の 1 ページ、下部に番号が振ってございます。1 ページをご覧ください。

初めに令和 7 年度都区財政調整決定方針です。令和 7 年 2 月 3 日の都区協議会のほうで決定されました、令和 7 年度都区財政調整方針に基づき算定を行うものです。

第一、基準財政収入額というところですが、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づき、標準算定を行うものでございます。

第二に、基準財政需要額については、特別区が等しくその行うべき事業を遂行することができるように、合理的かつ適正な方法により算定するものとしております。

次のページをおめくりください。2 ページ目です。

令和 7 年度都区財政調整の当初フレームになります。こちらの表が都区財政調整の財源の全体を表したものとなっております。上段の交付金の総額というところのうち、令和 7 年度当初算定 A という列から、上の 7 行目です。調整税等の計につきましては、2 兆 3, 1 1 5 億 3, 2 5 9 万 7, 0 0 0 円で、これが都区で配分する財源調整の全体の金額となります。右側の列に入りまして、令和 6 年度当初算定 I の列と比較いたしますと、固定資産税につきましては 2. 6 % の増、市町村民税法人分は 1 2. 2 % の増で、全体としましてはプラス 5. 6 %、1, 2 2 1 億 6, 5 8 0 万 5, 0 0 0 円の増となっております。調整税等の計の下、条例で定める割合とございますが、令和 7 年度の協議におきまして配分割合の変更がなされたもので、これまでの特別区 5 5. 1 %、対東京都 4 4. 9 % から、特別区 5 6 %、対東京都 4 4 % となったものでございます。この配分割合の変更につきましては、変更規模である 0. 9 % が将来設置予定の児童相談所も含めた規模であることから、これまでの都区財政調整における 1 つの到達点として、児童相談所の設置を勘案した上で配分割合を変更したものと特別区としては受け止めております。また、全体の 5 6 % が特別区への交付額となるため、当年度分 1 兆 2, 9 4 4 億 5, 8 2 5 万 4, 0 0 0 円と、過年度の精算分 3 8 億 2, 2 1 7 万 2, 0 0 0 円を合わせまして、計 A の行になります 1 兆 2, 9 8 2 億 8, 0 4 2 万 6, 0 0 0 円が、財政調整交付金の令和 7 年度の総額となります。このうちの 9 4 % が普通交付金で、1 兆 2, 2 0 3 億 8, 3 6 0 万円、残り 6 % につきましては特別交付金で、7 7 8 億 9, 6 8 2 万 6, 0 0 0 円となります。特別交付金の配分割合につ

きましても、これまでの５％から６％となっているところでございます。令和６年度当初算定と比較いたしますと、普通交付金、特別交付金を合わせまして、プラス６．８％、８２２億７，１６２万７，０００円の増となっております。

表の中段に参りまして、基準財政収入額Ｂでございます。令和７年度当初算定では、１兆５，０９６億７，４３７万５，０００円で、１行下、特別区民税から地方消費税交付金特例加算額までの収入の合計が基準財政収入額となっております。令和６年度当初算定と比較いたしますと、主なものといたしましては、特別区民税１３．３％、利子割交付金は２３３．９％など増の要素がある一方、定額減税による減収補填特例交付金の減により、地方特例交付金につきましては８９．２％の減となっております。合計ではプラス９．２％、１，２７４億７，８１３万７，０００円の増となります。

下段に参りまして、下から９行目です。基準財政需要額Ｃというところです。令和７年度当初算定では、２兆６，９０３億１，９４１万１，０００円で、令和６年度の当初算定と比較いたしますと、プラス８．１％、２，０１２億１，７６５万２，０００円の増となっているところでございます。経常的経費につきましては２兆１，５１２億９，０３１万３，０００円で、プラス１４．７％、投資的経費は５，３９０億２，９０９万８，０００円で、１２．２％の減となっております。その下の行、差引のところ、Ｃ－Ｂですけれども、こちらが基準財政需要額と基準財政収入額の差となりまして、１兆１，８０６億４，５０３万６，０００円となります。下から３行目、普通交付金１兆２，１３９億７，４０４万１，０００円、その下、特別交付金７７８億９，６８２万６，０００円を合わせました１兆２，９１８億７，０８６万７，０００円が、令和７年度都区財政調整当初算定における特別区の算定額となっております。

３ページをご覧ください。横型のものです。

令和７年度都区財政調整当初算定における区別の算定結果です。基準財政収入額と基準財政需要額の差が、各区の配分額、普通交付金の額となっております。中ほど、ちょうど真ん中の目黒区の上辺りですけれども、品川区につきましては、普通交付金が４７７億７，０５３万８，０００円で、令和６年度当初算定では４３７億７２７万３，０００円でしたので、比較いたしますと、４０億６，３２６万５，０００円の増となっております。なお、港区、渋谷区につきましては、財源不足が生じておりませんので、普通交付金につきましては不交付となります。

最後に４ページをご覧ください。

都区財政調整の基本的な仕組みについてご説明いたします。まず左側の東京都と書かれている四角の中、都区財政調整については、固定資産税、市町村民税法人分などの５つが調整財源となっております。この５つは、まず東京都の税収として歳入されますが、そのうち交付金財源となる総額の５６％、１兆２，９８３億円が特別区への交付金額となります。特別区財政調整会計というものがその下にございます。左の下です。１兆２，９８３億円のうち、特別交付金が６％、普通交付金が９４％となります。右上、特別区と書かれている四角の中、普通交付金ですが、各区の基準財政需要額と基準財政収入額との差により算定されるものです。右下に参りまして、特別交付金につきましては、災害等基準財政需要額では算定されない特別の財政需要がある場合に交付をされるもので、例年各区から東京都のほうへ申請を行っているものでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

幾つか質問したいのですが、まず2ページ目のところにありますマイナス、赤い字で書いてあるところです。これが結構な額のところがあるということが1点、これもう少し説明してほしいということと、それから交付金の総額というところなのですけれども、例えば市町村民税法人分とあって12.2%など、結構プラスになっているところがあるのですが、今税収からすると、バブルだと言われるぐらい税収があるのではないと言われる部分があるのですけれども、今全体的にですが、どのような状況になっていて、品川区に対しての影響というもののどのような形になっているのか、プラスに働いている、だから令和7年度の予算約2,300億円という、300億円積み増しになった予算になっているのですが、どのような影響があるのか。それとまた、区の算定というものの反映の仕方、当初予算だと3月ですよ。私が聞きまして。それ以上議論しながら想定をする、これぐらい来るだろうという想定の中で予算というものは組んでいると思うのです。実際それが区に来たときにどのような差があるのか、予定どおりという形で、ずれるものについては補正予算等々が今後出てくるのかなという感じはあるのですけれども、その見立てはどうなっているのかなということをまず教えてください。

○加島財政課長

では、まず減の要因について、1つ目ご説明をさせていただきます。交付金の総額のところの固定資産税減収補填特別交付金というものが71.5%の減となっております。こちら調べましたところ、新型コロナウイルス感染症対策としての減収補填の役割として創設されたものですが、感染症対策が一段落したため、こちらについての減となっているものでございます。それから、特別区たばこ税のほうも11.6%の減となっております、こちらにつきましては、特別区全体でのたばこの売渡本数なのですけれども、令和6年度と比べますと、2.95%の減となっております。品川区でも同様の傾向はございまして、決算ベースになりますけれども、令和6年度と令和5年度を比較しますと、約1,000万本の売渡本数が減となっているような状況にございますので、特別区全体としてたばこの売上げが、本数が減っているというような状況にございます。もう一つ大きな地方特例交付金のところにつきましては、こちら定額減税が令和6年度ございました。こちらの減収補填につきましてが減となっておりますので、89.2%の減となっているものでございます。

それから全体のところでどのような状況かということなのですが、今私どもの、あくまで1区としての見立てでは、やはり固定資産税分の増が非常に大きいというところはございます。固定資産税の増要因といたしましては、3年に1回ある評価替えと、それから毎年ある地価公示価格に影響されるものなのですが、令和7年の地価公示価格を見ますと、区部全体での変動率というものは7.9%で、令和6年度の変動率は5.4%でしたので、かなり大きく地価が上昇していることが分かります。その中で上昇率が最も高かったものは、中央区、港区、目黒区なのですが、この上位3位に続いて大きかったものが品川区となっております。そういった全体の傾向で、今回の令和7年度フレームにつきましては、調整税全体で2.3兆円というような状況になっているところでございます。

それから、今後の予算への反映の仕方ということなのですが、当初予算では、こちらは普通交付金の額は約457億円で見積もってございました。配分割合の変更は55.1%から56%になりましたので、その段階で過去のシェア率等見ながら見積もったものでございますが、結果といたしまして、今歳入は20億円増となる見込みでございます。ちなみに、今日20億円増という動きは、令和6年度当初予算も同様の動きをしてございましたので、今後最終補正で対応してまいりたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。大体概要が、全体像が見えてまいりました。

それで、この算定に入る項目なのですけれども、例えば学校給食費というものは、独自予算から東京都の算定の中に入ってくるというような動きがあって、補助金等々で補填されるというような動きになっているのですけれども、今後、この令和7年度に対してそのような動きのあるものがあるのかということと、それと算定の仕方として、例えば23区の中で半分以上か、約8割がやっているとすれば、それが算定の中に入ってくるので、その決め方です。というものを教えてほしいのです。なぜかという、品川区の最近の政策の決め方が、例えば学校給食が分かりやすいと思うので、それを挙げると、初めやりましたと。ほかのところはやりたいと思っても財源がなかなかできないので、出ないのでできなかった、でもやらざるを得ない状況になってきた。でも東京都の算定があって何割かは出るという形になってくると、結局やりたくはないけれどもやらざるを得ない。補助金があるにせよ、100%が出るわけではないので、やはり負担が増えるというようになってきているような部分があるのではないかなと思うのです。そうなってくると、この算定の考え方次第によっては、先駆的にいろいろやることは別に悪いことではないけれども、都区財調から見れば、ほかの自治体からすればやめてくれよと。自分たちやりたくてもお金がないから、補助金があったとしてもできないのだなどというようなことが起きているのではないかなと想像するのですが、その辺はいかがでしょうか。

○加島財政課長

まず個別でお尋ねがありました学校給食費保護者負担軽減事業に関する算定なのですけれども、こちらは令和7年度の協議の中で、新たに算定項目としては入ってきたものになります。品川区全体といたしまして、予算ベースでのお伝えになりますけれども、学校給食食材費というものは約17億円の予算を持っています。それに対して、特定財源のほうは7億円ほど入ってまいります。かかる予算歳出額から特定財源を引きました額が、都区財政調整の算定対象となる金額になります。その中で、大体比較してみますと、今充足率は82%ということで、今回新たに令和7年度の算定によって8億円が増になっていることが、普通交付金の増要因の1つとなっているところでございます。こういった項目が、23区全部やっていれば入るのか、7割8割なら入るのかというところですが、特に数字で何か決めを持っているわけではございません。23区で案を出し合いまして、そうした中で協議をして、これについては今後拡大の面がある、充実の面があるですとか、令和8年度予算編成の話などを内々に聞きながら、ではこれは区長提案でといったことを話し合っているもので、こちらが10割でなかったらあげないとか、8割だからそれで何も協議をせずにゴーサインということはないのです。

それから、他自治体等の動向を含めての品川区の事業の在り方というところなのですけれども、今回の都区財政調整算定での学校給食費保護者負担軽減というものは、暫定的な処置となります。国のほうが給食の無償化を決めましたので、この国の補助が出るまでが、この都区財政調整算定で見ていくという形になっております。国のほうがどのようにお金を出してくるかというところは、詳しくはこれからになるかと思うのですけれども、このように先駆的に始めることが全国に拡大する、それが一般財源での負担でということであれば、当然自治体によっては負担金増となることもあるかもしれませんが、国のほうがそこに財源を手当てしていくことによって、全ての子どもの食の確保というものが図られる、そのように考えているものです。

○西本委員

やはり気になるものは、例えば教育が無償化という形で、それは私もいい方向だとは思っているのですけれども、ただ、それを動かすために、品川区の役割というものもかなりあったのかなとは、評価までして

いないのですが、そのような動きはあったにせよ、やはり２３区全体の中でいうと、お金のあるところはいいいでしょう。でもお金のないところはなかなか困るよねという、そのようなやり取りというものは結構あるのではないかなと思うのですけれども、それは主に区長会、議長会等々であるとは思いますが、その辺の考え方というか、要望の仕方などというものは、動向的にはどうなのでしょう。あまり品川区は先にやってしまうと、「いや迷惑だよ」と言われる可能性もあるだろうし、その後２３区の中でやっていこうとすると、お互いの財政状況を踏まえながら、協力しながらというところが理想ではあるのではないかなと思うのですが、品川がどのような立場で意見を申し上げ、どのような立場で、どのような考え方で、この財調も含めての交渉に当たっているのかを教えてください。

○加島財政課長

まさに委員がおっしゃったようなところを解消するために、都区財政調整制度があると考えております。特別区と東京都の垂直調整だけではなくて、特別区２３区間で等しく事務を行うことができるように、水平調整という役割を担っているものが都区財政調整になります。その中でこれだけ都区や特別区全体での実施事業の数や、実施している区の数などということ、そのほか財政負担等を鑑みて、当初算定のほうに今回融通させていただいたもので、決して品川区だけが反映すればいいという考え方の下で、この財調算定に臨んでいるわけではありませんし、予算編成に至っても同様です。

○西本委員

まとめます。ありがとうございます。この財調は複雑な計算があるので、一概に断定はできないところもありますけれども、ただ、品川区は２３区の１自治体として、やはりこの財調というものは２３区全体を考えた中でやっていかなければいけないというところがあると思うのです。もちろんそれを引っ張っていくという状況も必要なかもしれないのですけれども、でも、あまりにも「品川区が、品川区が」と言ってしまうと、ちょっとそれは違うだろうと私は強く思っているのです。それがまだまだこの財調でやらなければいけないこと、東京都との交渉事というものはたくさん残っていると思うのです。ある程度児童相談所が少し見えてきたかなと、でも十分ではないと思うのです。そのようなものを含めて、ちょっとそういう観点からも、担当レベルでも、区長会のほうでもぜひお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○須貝委員

まず、どのように思われているかお聞きしたいのですが、まず品川区は特別区民税、毎年増えている。高層マンションも建って、あと地価が相当上がってきている。そして、これにも表れているように、固定資産税が今回約３８９億円プラス、そして市町村民税法人分、これも約７５６億円と、かなり増えているという状況なのですが、これは区として財政的にどのように思われているのか。ますます増える一方で、気持ちとしてはうれしいやら、片やふるさと納税で減収もありますけれども、安定してしまうのかなと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

そして、先ほど交付金の割合ですか、これが今まで５５．１％から５６％に増えた、これは児童相談所創設していこうだろうということで、あらかじめ増えているのですが、新聞報道によると、児童相談所の設立を辞退する、やめる区というものが増えていると我々聞いているのですけれども、そうすると、これはまた元へ戻ってしまうということですか。この割合、今増えたのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○加島財政課長

まず１点目が今後のフレームの動きというところなのですから、率直なところ、固定資産税や法

人事業税など値上げ基調にあるということは、この間の数字の動きからして否定はできないと考えております。地価につきましても、特別大きな要因がない限り、恐らくまた来年も上昇傾向にあるのではないかなというように推測いたしますが、ただ、将来のことについては、確定的なところはなかなか申し上げにくいところがございます。関税の協議が一旦落ち着きまして、今適用されておりますけれども、そういったことが今後区内の企業にどのような影響を及ぼしてくるのか、それが法人事業税にどのような影を落としてくるのかというところをもう少し見てみませんと、令和8年度もどのように動いていくのかということは、全て令和8年度の予算編成の中できちんと見極めて、予算を立てていきたいと考えているところでございます。

それから交付金の割合なのですけれども、これまで55.1%でしたものが56%に増えましたので、変更規模というものが0.9%になります。こちらの0.9%なのですけれども、令和6年度ベースのフレームで換算いたしますと、需要額というものは約196億円に当たります。これは設置区は、現在10区ですけれども、令和7年度、令和8年度に開設予定の12区分までを見込んだ財源規模をカバーできるものとなっておりますので、仮にこの後、例えばA区が児童相談所の設置を計画していましたけれどもやめましたというようなことになったとしても、この56%が減っていくということはないと特別区では考えておりますし、万が一そのような提案を東京都がしてくるようであれば、これは特別区としてきちんと強く主張していかなければいけない、そのように考えております。

○須貝委員

このように、先のほうですが、固定資産税がこのように上がってくるということは、今度逆に中所得層以下の方が、なかなか品川区に住めないというような状況にもなってきて、品川区も千代田区のように、もう本当にある程度裕福な方、所得に余裕のある方しか住めなくなってしまうのかなというような、ちょっとそのような懸念も感じます。何かそのような方たちに対しても、やはり品川区は長く安心して住みやすいまちになるように、その辺は私は考えていただきたいと思います。

そして、このように毎年算定額が増えていくという、収入が増えていくということですが、品川区も新庁舎、これから建設に入りますけれども、それは400億円の最初の算定が、見積りが、今もう700億円を超えてしまった。恐らくその先、もっと超えるのではないかなと思うのですが、そちらのほうもやはりしっかり、財政局としての立場として、私はしっかり見てほしいのです。片やこのように入ってくるから、こちらはいっぱい使っても、いくら使ってもいいのだという気持ちではなくて、やはりそれを多くの区民の方に区民サービスとして回せるような努力をしていただきたいと私は思うのですが、その辺について、ご見解をお聞かせください。

○加島財政課長

中所得者、低所得者の方々も含め、品川区に住めなくなってしまうのではないかなというところにつきましては、所管部局の意見も聞きながら、今後できることは考えてまいりたいと思います。

それから新庁舎建設等を踏まえて、まともな財政負担等を見据えた財政運営をというところですが、新庁舎建設につきましては、庁舎整備基金と、それから起債によって、財源を調達する方針を令和7年度予算の中で提出させていただいたところになります。新庁舎の建設は、最新では約700億円となっているところがございますけれども、起債も区も、これ全てではないですが、区負担分の75%を起債で賄ってまいります。それに対しましては、きちんと負債が、こちらのほうで返済のめどを立てていけるように、減債基金のほうに今25億円、それから学校、地区も含めてプラス5億円、30億円を積み立てていく計画でございます。これ起債中はもうずっと行っていくもので、そういったものでき

ちんと品川区のほうが財政の不健全化に陥らないよう運営はしてまいりたいと考えております。

○須貝委員

質問が悪かったと思うのですが、ちょっと意見だけ言わせていただきます。恐らくこれからもっともっと、新庁舎に関しては費用が増えていくと思うのです。また、何ですか、インフレスライドで、私はどんどん上げていってしまうと思うのですが、そういうと、もうやはり財政課としても、経理課と一緒に、できるだけ費用のかからないような、そのような仕組みに目を光らせてやっていただきたいと思います。

○石田（ち）委員

須貝委員の質問と関連するのですけれども、固定資産税のところで上がっている、大きな伸びではないですが、でも、この間少しずつ上がってきているところだと思うのですけれども、地価が上がっているというところで、品川区も超高層再開発などをどんどん進めていくと、その周辺の家賃が上がったり、固定資産税が上がったり、要は地価が上がっているというような情報もあるのですが、この固定資産税が上がっていく理由として、再開発ということも大きくあるのではないかと私は思うのです。品川区はそこをどう考えているのかということと、あと再開発の補助金が入ってくるわけで、4年間にわたって品川区に入ってくるというか、戻ってくるというか、そのような形になってくると思うのです。ですから、それというものはこの表で見られるところはあるのか、どこの部分になってくるのかということがあるのか伺いたいと思うのですけれども、お願いします。

○加島財政課長

先ほど私のほうが地価の状況について申し上げましたのは、東京都の資料を参照して申し述べさせていただきました。再開発が実際その周辺地域の家賃にどのような影響を及ぼしているかということまでは、申し訳ございません、手元に数字を持っておりません。

それから財調のほうの、再開発を行った際の財調での引き当て分というところですが、このフレームの中で直接的に表されているものはございません。全て基準財政需要額の概算値の中で算定を行っているところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。私は再開発が進むことで周辺の地価が上がることで、固定資産税や家賃も上がっていくということが無関係ではないと思っていますので、そうするとやはり住み続けられる品川ということではなくなっていく、今住んでいる方にとっては。ということにもなりかねないので、そういったところからも見直していく、一旦立ち止まる、そういった視点が必要なのではないかなと思いますので、ぜひ区のほうでもそうした視点を持っていただければなと思っています。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。今回この都区財政調整交付金に、品川区から算定項目で要望していった項目という、品川区として要望した項目として、何か特徴的なものなど、こういったものを要望しているのですなどというものがあれば教えていただきたいと思います。それで、全体何項目ぐらい出されて、その中でどのように要望が通ったのかという状況が分かれば教えていただきたいと思います。

それからあと、児童相談所の取扱いなのですが、23区の中で現状10区、それから12区に広がるということで、その分がこの割合で上乗せされているということなのですが、23区内の水平調整のところではどのようにこの取扱いをされているのかということをお教えてください。

○加島財政課長

申し訳ございません。品川区の個別提案というところは今資料を持ち合わせていないのですが、特別区全体の状況としてお答えさせていただければと思います。最終的な提案数といたしまして、区側のほうからは74項目の提案を行ったところでございます。それに対しまして、新規算定が26項目、算定充実は15項目など協議が通ったものもございましたが、協議が整わなかった項目も、区側から提案したものの中には20項目ございましたので、4分の1ぐらいが通らなかったというような状況でございます。

それから23区の水平調整がどのように都区財政調整の中で図られているかというところですが、基準財政収入額を算定する際に、補正係数というものがございまして、そういうところによって、それぞれの区の状況に応じた係数で財政需要額というものを算出しておりますので、そこで水平調整が図られているような状況でございます。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。項目数のところの確認になるのですが、74項目の提案とおっしゃっていただいたものは、品川区ではなく23区全体ということなのですね。分かりました。過去の委員会で品川区として提案していた数などが質疑になっていたのも、知りたかったのですが、また別途確認させていただきたいと思いました。23区が足並みそろえて都には要望していくということなのかもしれませんが、品川区としてどういった要望をしているのか知りたかった次第です。

児童相談所の取扱いは水平調整がなされているということなのか、その項目自体はないので、その設置の有無によっての調整というものは明確になされていないというところなのかどうか、追加で教えてください。

○加島財政課長

答弁漏れがございました。大変失礼いたしました。

まず児童相談所なのですが、この表でいきますと、基準財政需要額の経常的経費の中に児童福祉費というものがございまして、そこで児童相談所を設置した区が、それに係る経費を需要額として算定しております。つまり、設置していない区についてはその算定はゼロになりますので、それで図られているような形になります。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。調整がなされているということで理解しました。ありがとうございます。この調整の機会、都と区での調整だけではなくて、23区横並びで合理的で平等な関係を進めさせていただきたいと思うということと、区民に身近な基礎自治体、現場により近い水準で財源配分が行われるよう、今後も配分がさらに充実を、区側の配分が充実したものとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

それから、ほかの委員の方からの発言もありましたが、新庁舎建設で、その費用もかさんでまいりますので、その予算の効率的な使い方については、一層ご検討いただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。いいですか。ちょっと私から聞いていいですか。

初めに聞いたことは、担当課長会で東京都が、今回は44%が出てきているわけです。それで、44%の部分を何に使っているかということ。最後は区長会が0.9%で妥結しているのだけれども、それで44%の、消防だ何だと、東京都は本当はこれだけかかっているのだと出すのですが、その評価を担当課長会でやっているはずなのです。これは違いうらやまなど。ここの23区の今の温度差という

のか、どれぐらい皆さんの担当者レベルで、この44を40まで減らせられるのではないかなど、準備をするのは皆さんのところだと思うのです。区長会へ行く前に。この辺の、今フレームが1%に、これでいくと240ぐらいあるわけで、そうすると約1,000億円の話、これを相当詰めていかないと。なぜこのようなことを言うかという、国から何かやると、すぐ東京都もここからポーンと金を出してしまうのではないですか。それはあまりにひどいという話は何度も今まで、これまでやっているわけけれども、だから何に使ってもいいのですが、その44%のところはどう評価されているのですか、逆に。区の立場からいって。それをまず聞きたい。

○加島財政課長

今、委員長のほうからご提案ございました、都の44%という経費が果たしてあるべき需要としてふさわしいものなのかどうかということは、当然検証すべきものだとして特別区側としても考えております。ただ、その過程に至るまでに、今回令和7年度、特に児童相談所をめぐる協議の中で、都と区の考え方が決定的に違うということが判明した部分がございます。それが何かというと、基準財政需要額に関する考え方になります。我々特別区といたしましては、この都区財政の本来の仕組みといたしまして、都が市町村事務の一部を担うために、都と区で市町村財源を分け合うものだと考えております。それに応じまして、それぞれ必要な市町村事業の需要額から財源を分け合うという結果に至るはずなのですが、東京都のほうのこの間の協議で明らかになってまいりましたことは、調整税というものはまず都税であると。都税であって、各特別区の需要と収入を測って、その差額を交付する制度が特区財政調整だと。特別区の需要が賄える配分割合であればいいというのが東京都側のスタンスです。つまり、こういった需要に関する考え方というのが、都と区で決定的に異なっているということが協議の中で判明いたしましたので、令和8年度につきましてはこの部分を主眼に置きまして、今あるべき44%、それから特別区分も、首都直下地震への備えや少子高齢化への対応、社会保障経費の増大という課題が山積しておりますので、56%が妥当かということも含めて、令和8年度協議の中で話し合っていかなければならない、今、その地点でございます。

○石田（秀）委員長

そこをやらないと、先ほど児童相談所の話が出たのだけれども、児童相談所、これ今12区まで想定しているという話ですが、当初3区がやったときは、7区ぐらいを目安にして、それに実績見合いでやっていこう。だけれども、これ多分、あの頃はフレームも、まだそこまで全体が大きくなかったけれども、多分2%と言っていたのです。だけれども、今これフレームが大きくなったけれども、23分の12を見込んでいるというのであれば約1%取れたので、では、やらないところというのは練馬区などがありますが、2%までいけるのかなという見込み。そして今のような話があると、もうこれで解決しているぞと言われそうではないですか。私の感覚は。このせめぎ合いが相当あるのだろうけれども、このようなところをしっかりと押さえていかないと思っていると、私はもう一度特別区で、これは区長会なのか、担当者レベルでやるのか、分からないですが、これは区が担う事業というものを444出したわけではないですか。一時期それで。そして二十幾つまで絞って、これは算定していこうという仲間づくりもしていこうとしたわけです。先ほど何区と西本さんからもお話があったけれども、私が理解しているのは、しっかり前もってやったところのパワーがあるところがあると、多分7つか8つ。これだって今やってきたのが10区だから、そこには算定されていますよということなのだけれども、7つか8つぐらいの区がオーケーなら算定されるはずなのです、私の理解は。だからその力関係で、そのところに算定されればいいのです、需要額の中に。各区がやったところが。そのようなこと

を考えていくと、これは区長もそうかもしれないけれども、副区長か、それこそ担当者の、一番大変なのは財政課長だと思いますが、もう1回その各23区の中の担当者レベルで、この事業は品川区というか、特別区が担うべきだというものをもう1回洗い出したほうがいいと思っていて、その辺のところの動きというものは、担当者レベルではないのですか。

○加島財政課長

お尋ねの23区担当者レベルでの事務の再整理というところですが、現時点では、申し訳ございません、そこまでは至っておりません。

○石田（秀）委員長

これだけフレームが大きくなってきているので、ぜひそれをしていただかないと、じゃぶじゃぶお金があるからといって、やはり東京独り勝ちのような話になると、バンと国から、では金1,000億円だ、2,000億円だとすぐ取ってこられて、ボンと出ていくから、東京都もこのように持っていかれてしまうのです。都税ではないではないかと思うわけ。市町村民税。だから23区側がこれのことをよく物事をしっかり踏まえてやっていかないとやはり必ずどこかでぶつかってしまうのだらうな思っているということが1つ。それはもう、今話分かりました。ぜひ復活してほしいということと、もう一つ私の思うのは、国でも都でもいいのですけれども、特定財源のこのような税金は、我々区からもいろいろ意見を言わせてくれということがあっていいと思うのです。1例だけ。宿泊税とか。これ宿泊など、これは東京都が決めているんだけれども、観光に使えると言っているんですが、それはもう、だから特定財源でそれしか使えないのです。森林環境譲与税のようなものですが、宿泊税を今度東京都は大きく見直すと言っているのです。今69億円上がっているのだけれども、それで1万円未満はゼロ円、1万円から1万5,000円が100円、1万5,000円以上が200円だと。東京都の宿泊税、このように安いわけではない。これを見直すというのだけれども、民泊もあるから、それも含めて、宿泊業の在り方を含めて、東京都は検討していくというのですが、このようなものはまさに、観光をやれと言っているのだから、各区が皆観光でいろいろを広めていこうとやっているのだから、それは財調の中に少し組み込めというような話は、これちょっと変えただけですぐ100億円、200億円に変わるというのです。それはそうですね。そのような取り方しかしていないのだから。多分このような税があるはずなのです。このようなところを23区でもっとしっかり使わせるために、算定の中に入れろというような話を、東京都は絶対出してくれないから、このような話。それは区から言ったほうがいいような気がするのだけれども、分からないですよ、例は宿泊税だけ今取り上げましたが、私もよく分からないから、そのような細かいこと。それはぜひ、お詳しいだろうから、そのようなものをもっとアンテナ張っていろいろなものを取ってやっていくということはどうですか。

○加島財政課長

非常に広がり大きい話で、ちょっとどのように答弁しようか悩むところなのですが、初めの1点だけ少し補足させてください。今、担当者レベルでの、確かに検討というところまでは至っていないのですが、もともとは都区のあり方検討会のほうで、区のほうに移管すべき事務として、たしか53項目を洗い出したと思っております。今、その53項目を再度見てみますと、法令の改正等によって、既に区側の事務になってきているものもございます。444項目、幾つかは区のほうに来ていますが、改めて全体で再整理する必要があると考えております。委員長のお考えとは違うかもしれませんが、都区のあり方検討会の協議が早期に再開されるように、今都側のほうに要望は行わせていただいているところでございます。

それから宿泊税等を見据えて、こういった大きな税の改正や、宿泊税を使って各区の観光施策のほうの充実をというところのご指摘なのですが、宿泊税につきましては、確かに東京都のほうで徴収をしているものなのですが、その財源が都下の区市町村に対してどのように反映されているのかというところが、都側の発表している資料といいますか、発表されていない状況でございます。各区といたしましても、観光施策に確かに温度感、それぞれ濃淡はございますけれども、品川区としても、商店街ですとか、水辺ですとか、優良な観光資源を持っておりますので、そういったものを使って区に人を呼び込みたいという思いを持っております。宿泊税がその財源に充てられるようにというところにつきましましては、一旦特別区の課長会の中で少し提案申し上げて、いただけないかということを相談させていただければと思います。

○石田（秀）委員長

よろしくお願いします。

それでは、ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) しながわ中央公園ナイター照明ＬＥＤ化その他電気設備工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、(2)しながわ中央公園ナイター照明ＬＥＤ化その他電気設備工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

本件につきましては、９，０００万円以上の工事請負契約につきまして、本委員会にご報告するものです。資料は２ページをご覧ください。

報告事項(2)しながわ中央公園ナイター照明ＬＥＤ化その他電気設備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は次の３ページの入札状況調書に記載のとおりです。

２ページにお戻りいただきまして、契約金額は１億５，２８２万８，５００円、契約の相手方は振興・大雄建設共同企業体、代表者、振興電気株式会社代表取締役社長、門間俊道氏です。

支出科目は令和７年度一般会計、工期は令和８年３月１３日です。

４ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、老朽化に伴う電気設備の交換および照明器具のＬＥＤ化を行うものです。なお、本件は本日の建設委員会で工事内容の詳細が報告されておる予定です。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

毎回申し上げてしまいますが、１億五、六千万円の電気工事に対してＪＶを使わなければいけない、２社共同企業体という形を取っているのですが、この程度の規模でこれだけのＪＶを使ってまで入札しなければいけないぐらい、品川区で入札している企業というものは、何といたらいのか、力がないというか、対応できない、それだけの規模なのですか。教えてください。

○佐藤経理課長

ＪＶにつきましては、区内の中小企業の育成や受注機会の確保、そういったところを目的といたしまして、従前から行っているところです。本件につきましても、もちろん１社でも受けるところはあろう

かと思いますが、今申し上げたとおりでございますので、そのような形で発注しております。

○須貝委員

毎回同じことを申し上げて恐縮ですが、もう育成というものは、いつも同じような会社名が載っているわけです。育成、育成といって、ではいつになったら成就というか、育成が終わるのかなという、そのような疑問まで私は受けてしまいます。経理課として、J Vでできるだけ門戸を広げるということも分かりますけれども、やはりある程度規模に応じてJ Vを立ち上げるとか、入札に入ってもらうとか、やはりそのような考え方というものは私は持つべきではないかなと思います。これは意見だけです。

○西本委員

今回は、今使っているものが老朽化なので変えるよという話、そしてそれを変えるに当たってLEDという形だということなのですけれども、これLEDにすることによっての、いわゆるコストというものは変わってくる、ランニングコストなどというものは変わってくると思うのですが、これの計算というものはどのような形でされていますか。かなり省エネ化されるのか、どうなのでしょう。

○佐藤経理課長

所管から聞いているというところでお答えいたしますけれども、LED化照明にするによって、従前から電気料は低減されると。それに伴って経費のほうも低減するというように聞いておりまして、今回この工事におきましては、率にして43%ほど低減するというように聞いております。

○西本委員

43%、結構な削減率だなと。もちろん、今後LED化にしていかなければならないという決まりがあるので、いずれにしても変えなければいけないということではあるのですが、これ、すみません、少し離れるかもしれないのですが、かなりこのLED化も施設全部に対して進んでいると思うのですけれども、ちょっと本題から外れたら申し訳ないのですが、どのぐらい進んでいるのか、かなり削減ができているものなのか、今これだけ見ても40%以上が削減できるということなので、かなり期待はしているのですけれども、どのような見立てをしているのでしょうか。全体のお話を聞ければと思います。

○佐藤経理課長

今回の件は公園の件なので、そちらのほうで聞いておる限りということでお答えいたします。

公園灯全体におきましては、ほぼ95%程度進んでおりまして、あと5%程度というように聞いております。また、今回のところは中央公園の多目的広場というところで、ナイター設備のところの交換になっておりまして、同様のナイター照明のLED化については、あとしながわ南ふ頭公園が残るのみとなるというように聞いております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) デジタルプラットフォームの実施について

○石田（秀）委員長

次に、(3)デジタルプラットフォームの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○與那嶺戦略広報課長

私からはデジタルプラットフォームの実施についてご報告させていただきます。資料をご覧ください。

初めに項番１、事業の概要でございます。デジタルプラットフォームのプラットフォームにつきましては、今回簡易型プロポーザル方式で事業者を選定いたしました。品川区版のD e c i d i mとして、また、愛称しながわオープントークの準備を進めております。この実施に向けましては、オンライン上で多様な区民の意見を集め、議論を集約し、政策に結びつけていくことで、参加型のデジタル民主主義を実現していくというものになります。D e c i d i mの特徴としては、コメントへのフィードバックや、「いいね」等のレコメンド機能などで、徐々に議論を集約させていくことができる点、そして対面形式のワークショップ、リアルなワークショップを融合させることで、参加者の意欲と議論の活性化を進めることができる点、議論やデータがプラットフォーム上で可視化される点などが特徴として持っております。今回のプラットフォームの実施時期としては、９月１日からウェブサイト上の意見募集ページより参加ができるようになります。なお、利用イメージの写真、こちら資料に載せてございますけれども、区公式L I N Eにもデジタルプラットフォームのメニューのi P h o n eを追加する予定でございますので、L I N Eから直接入っていただくこともできるようになります。

次に項番２、意見募集のテーマでございます。初めに行う、最初の募集テーマについては「しながわ防災区民憲章をつくろう」として始めます。９月から１２月にかけて、意見募集とワークショップを実施いたしまして、１月にそのまとまった素案についてパブリックコメントを行っていきます。こちらのパブリックコメントについても、デジタルプラットフォームの活用というところを今検討しているところでございます。そして令和８年３月１１日に、こちらのしながわ防災区民憲章の制定、公表を行う予定ということになっております。こちらの事業の広報周知につきましては、広報誌やＳＮＳをはじめ、今後実施される各地区防災訓練でＱＲコード付きのチラシの配布を行うなど、様々な方に参加を募っていく予定でございます。また、年度内に別のテーマの実施も予定しておりまして、こちらについては並行して検討中でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○澤田委員

ご説明ありがとうございます。D e c i d i mの導入、今回から始まるということで、とてもすばらしいなと思っています。L I N Eから参加できるということも、高齢者の方でもL I N Eだと割とやっている方も多いので、そこから入れるということはとても意見を集めるのに有効なのかなと思います。また、対面式のワークショップも行われるということで、L I N Eなども少し苦手だな、見るのはいいけれども打つのは苦手だなという方でも、高齢者の方にも優しいというか、参加しやすかったりするのかなとは思いますが、それでも、やはり今後、そのようなD e c i d i mを活用していくこと考えると、デジタルデバイドというか、高齢者の方が多いと思うのですが、そのような方たちにもこのデジタルプラットフォームというものに慣れていただく、参加していきやすくなるためにも、そのようなことに力を入れていくことが大切なのかと思うのですが、その辺りというか、しっかりと取り組んでいく、何か、よろずスマホ相談でしたか、あれにもっと、今以上力を入れていったりということが必要だと思うのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

デジタルデバイド対策といいますか、ふだんから、いわゆるインターネットなどの機能を活用されな

い方に対しての対応というところでございます。委員おっしゃるとおり、様々な方に参加していただきたいというところにおきまして、まず今回ご紹介いたしました対面型のワークショップも、リアルの場で意見をもらうということもそうですし、その場で触ってもらうというか、そういったところのご案内といったところもやっていこうかという形で話をしているところでございます。

あと、今回これはちょっとこのしながわ防災区民憲章の個別の対応にはなるのですが、防災課のほうで非常に多くの方から意見を取りたいという要望を持っているので、これデジタルでやるのですが、紙での意見募集も一応並行してできるようにはしていて、それについては防災課のほうで集めて職員のほうでシステムに入力するなど、少しその辺りは初めの段階なので、並行してできるようにという形で工夫をしているところでございます。

○澤田委員

そのような話でやっていただけるということで安心したのですが、やはり今後のことを考えると、今移行期で、そのようにして紙を使ってということにもやっていただくことはすごく大切だと思うのですが、しっかりとデジタルに慣れていただくということにもより一層力を入れていただけたらと思います。

あとスマホだったり、パソコンを持っているということが前提になるかと思うのですが、小学生や中学生などの意見はどう取っていくおつもりはあるのか、お考えはあるのかなということをまず聞きたいということと、もし取っていこうというのであれば、今品川区だったらiPadを皆1人1台持っているので、例えばそれを使って子どもたちにも理解してもらいやすいような文言に換えて意見を集めていくということも考えられるのかなと思うのですが、その辺りについてはどうでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、小学生については区立学校でiPadが配付されているであるとか、今小・中学生の、そういったスマートフォンなどの利用の比率というものは相当高いというようには認識してございます。もちろんあらゆる世代のため、若い世代を含めて区政に参加してもらおう。特にこのデジタルプラットフォームに当たっては、若い世代の区政参加ということを進めていくということでも期待しているところではございますので、まずはこういったことを知ってもらうというところから始めて、多くの方に参加していただくというところの取組ではないかと思っております。

○澤田委員

すみません。iPadを利用するということは今のところ考えていないという感じなのですか。

○與那嶺戦略広報課長

失礼いたしました。こちら利用するに当たっては、iPadからインターネットを経由してできます。当然のように、これが使うことを前提として考えています。

○澤田委員

ぜひよろしくお願いいたします。

あと最後なのですが、広報周知というところで、総合防災訓練でのチラシを配るということを書いてあったと思うのですが、とてもいいと思うのですが、さらに回答率を上げるためにも、イベントその場で回答した人については、ちょっとした防災グッズのプレゼントのようなことなどがあると、ふだんそのような政治に対する意識が薄い方も、区政に対しての意識が薄い方にも答えてもらえたりするのかなどと思ったりするので、その辺についてどうお考えになるかということと、あとSNSで

の周知というものをもちろんされていくのですが、その中で一度情報を流すだけではなく、定期的に何月までです、何日までですというようなことを何度かに分けてちょこちょこ流すことで、目にさせていただく機会というものも増えるのかなとは思うのですけれども、その2点についてどうお考えでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

ありがとうございます。いわゆるインセンティブといいますか、そういったグッズの配布というご提案でございます。まだちょっと戦略広報課と防災課の中で、チラシを配ろうというところまでは話合いができていたのですけれども、グッズの配布までは現状まだ話が出ていなかったところではございますが、今後配ってみるなど、そういったものがどういった効果があるかも含めて、そちらの検討をしてみたいなとは思います。

あとSNSでの配信の件なのですが、こちらはやはり繰り返し発信することが大事かなと思っています。1例として昨年実施した、試行実施という形で行った際にも、1か月間の募集期間中で複数回SNSの発信を行っているのですけれども、その発信の都度、そのタイミングで投稿が増えたという実績もありましたので、こちらについては今回の告知期間中、あまりしつこ過ぎるところもあるかと思しますので、回数や頻度などについては研究しながらですけれども、やっていこうかなと思っています。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。今回、簡易プロポ方式での選定ということですが、参加事業者はどれぐらい参加されていて、今回Decidimが決まった、その決め手ですね。これがいいというところに決まったという、その選定理由を教えてくださいと思います。

それから、今回ワークショップも融合してやっていくということで、これはよいことかなと思っているのですけれども、具体的にはどのように指名ということを考えていらっしゃるか、分かっていたら教えてくださいと思います。

○與那嶺戦略広報課長

プロポーザルについては戦略広報課で行いまして、2者から応募があったところでございます。今回Decidimの採用、こちら実質としては一般社団法人コード・フォー・ジャパンというところが運営している機能になるのですけれども、こちらの選定の決め手と申しますか、評価された点といたしましては、まさにこの事業全体、デジタルを通じた区政への参加を進めていくというところの、この事業全体の伴走支援というところをしっかりとやっていきますという提案があったというところと、分析レポートに関しまして、昨年の試行実施の際の分析も非常に熱心にやってくれたのです。今回のDecidimの提案については、そこは生成AIを活用して分析レポートを作成するであるなど、そういった一歩進んだ形の提案があったというところもございました。

今言われたワークショップの提案についても、ワークショップとデジタルでの意見募集ということ融合させることで、より参加の意欲を高めるというところも提案の中にあつたというところも、今までとはちょっと違う提案だったなというところで評価のポイントになり、今回選定に至ったというところでございます。

ワークショップのやり方といいますか、そういったところについては、今まさに事業所管である防災課と考え方をまとめているところなのですけれども、いわゆるグルーピングといいますか、世代に分けたり、学校の単位など、そういったところでまず話をするであるとか、そういったところをこちらからお声かけをさせていただくようなところも出てくるかと思うのですけれども、そういった構成につ

いて、今ちょっと検討を進めているという形でございます。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。他自治体の実績がある社団法人かなと思いますし、そのような分析もAIを活用してしっかりとやってくれるということで、期待しております。ワークショップのほううまく連携して進めていただきたいと思っております。

今回、様々周知しながら回答数を増やしていくということで、先ほどの澤田委員からのご質問などもありましたけれども、目標としては何件ぐらいを目指していच्छるかというところ、あと、今調査、意見募集の結果についてもより多くの方々に知っていただきたいというところもあるのですが、その出し方のところなど、お考えがあれば教えてください。

○與那嶺戦略広報課長

ありがとうございます。目標とする意見投稿の件数というところになるのですが、具体的な数字で今何件というところではないのですが、昨年の防災訓練についての実施を行った時点で、100件程度の意見をいただいたというところでございます。今回期間もそれなりに取っておりますので、なるべくそこには近づける、超えるといったところは目指していければいいなと思っております。

もう一つ、この結果の出し方についてなのですが、まず成果物といたしましては、次のステップとして、素案のパブリックコメントを実施するであるとか、最終的には3月11日に実際のものを出す、これは1つの成果になろうかと思えます。こちらの過程については、この取組であるとか、ワークショップの実施経過などをレポートに最後まとめますので、そういったところをこのデジタルプラットフォーム上か、または区ホームページなどでご報告できるという形で進めていこうと考えています。

○山本委員

ありがとうございます。まず意見の数ですけれども、100件ということで、前回と同じレベルを目指していくということなのですが、このいいねや、意見に対してさらに重ねて意見が言えるという機能でいうと、その意見が深まるということで、対話が形としてすごく感度のいい仕組みだとは思いますが、絶対数としていうと、100件よりももっと多くの方々の意見を集められたらいいのかなと思っておりますので、さらに多くの方々に知っていただいて、多くの意見が集まることを期待したいと思っております。

成果物についても多くの方々に知ってもらって、認知してもらおうということはすごく大事なかなと思っております。

最後に個別テーマの検討ですけれども、既に次に何かお考え、予定しているものなどがあれば教えてください。

○與那嶺戦略広報課長

個別のテーマについては、内部ではいろいろな候補が挙がっているところではあるのですが、まだそこがご報告できるほど煮詰まっていないということが正直なところでございますので、機を見て改めてご報告をさせていただければと思っています。

○山本委員

ありがとうございました。このデジタルプラットフォーム、区民参加を政策に結びつける基盤として大いに期待しております。

○須貝委員

このデジタルプラットフォームをこれからやっていくということですが、これは将来的には私は必要

なことだとは思いますが。ですが、やはりますますといったらいいのですか、高齢者も増えて、IT弱者を含めた方がやはり増えている。また、増えているではなくて、これからさらに増えていこうというような時期にやって効果が上がるのだろうか。やはり多くの方々の意見を聞くということが本分ならば、どうしたらもっと区民の声が聴けるかなということを、私はそちらのほうに目を向けるべきではないかなと思います。このままだと高齢者や世代間格差も出てくるし、ITに、先ほども申し上げましたなじまない方、区民に大勢私はいらっしゃると思うのです。それが3割なのか、4割なのか、この方たちの層の意見を聞き取れないということは、非常に私は残念だとも思います。全員が答えてくれるとは思いませんが、前回やった、やはり費用はかかるにしろ、区民全員にアンケート調査をこちらから送って回答をいただく、回答をしやすいような手法を考えるなど、やはり万という数の方の意見は聞くような方向性に、私はかじを取るべきではないかなと思います。やることは、準備段階としては私は必要だと思うのですけれども、やはりその前に一步立ち止まって、どうしたらもっと多くの方の意見が聞けるということを考えていただきたいと思います、ご見解をお聞かせください。

そして、今までも様々なアンケート、現場での、防災のときもそうですけれども、アンケートを取ったりやっていますが、これの効果測定というものも、実際どうなったのだろう、何件あったのだろう。一生懸命職員の方がやっていることも分かります。地域の方が協力してやっていただくことも分かりますけれども、やはりきちんと効果の検証をして、まだまだだなと思うならば、私は無理にデジタルプラットフォームの実施を急いで進めるべきではないと思いますが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○與那嶺戦略広報課長

2点ご質問をいただいたかと思えます。まず、ITになじまない方を含めて、含めて多様な方の意見をいわゆる全区民のアンケートなど直接取る考え方というところでございます。確かにデジタル苦手な方という方がいて、そのようなことはこちらもちろん承知をしているところでございます。一方、今スマートフォンの保有率は全世帯の中でも9割を超えているというようなデータもありまして、いわゆる全くデジタル、ITになじんでいない方というものは、今物すごく少なくなっているのではないかな、これも1つの事実かなとは思っております。今回デジタルプラットフォームを始めたきっかけとしては、やはり区政に対して意見を取るというところは様々なやり方があっていいと。ただ、今までの我々のやり方としては、少し受け身になり過ぎていたのではないかな、来てもらったり、イベントに参加をしてもらう、そこでご意見を聞くというようなところ、そこがメインになっていたところに、一方では、やはりなかなか時間や場所の制約から届けられない人も当然いるだろうというところの工夫で、新たな選択肢という形でデジタルプラットフォームの活用というところに、今かじを切り始めているというところでございますので、これも1つの手段だと思っております。これも1つの手段として、様々な方に区政に対してご意見や提案をしていただく、そういったところを提供していくことが我々の役目であるかなと思っております。

全区民向けのアンケート、これも1つの手段だとは思いますが、こちらは一昨年度実施をいたしまして、当然これも1つの成果を生んだとは思っておりますが、やはり、なかなか費用や、あと作業負荷など、非常にマンパワーも含めて大変な業務であるというところも、これも事実でございますので、それが次またあるかどうかというところについては、またこれは1つ考えなければならないというところだと思っております。

もう一つこの事業の効果検証についてなのですが、まさにこれは、例えば何件投稿があったか

らこれがよかった、悪かったかということは、もちろんこの意見募集を行って、上がってきた声をいかに区政につなげていけたのかというところが1つの効果なのかなとは思っておりますので、そこは意見の取り方であり、取った意見の分析の仕方、そしてそれをどう反映させていくか、今回は防災区民憲章ですけれども、ほかのテーマも含めて、それを実際の区に、あなたの声によって区政がこう変わりましたよというような実感を持っていただくようなことが1つ成果としてあったのかなというように進めていきたいと考えてございます。

○須貝委員

スマートフォン、確かに多くの方に、高齢者に普及されたことは分かります。ですけれども、課長もお若いですから分からないと思うのですが、打ち込むのにやはり小さいのです。それで皆さん、パッと見ることはいい。例えば孫からLINEが来たなど、そのようなことはいい。写真を見るのも。だけれども、そこにアンケートに打ち込むということは、やはりこれは違うのです。だからその辺は、私は考えていただきたいと思います。

今まで受け身になっていたから、一度あのように区民全員にアンケート調査をしたら費用もかかる、それは分かります。だけれども、それは簡略化したり、何か工夫をしたりして、あれだけの多くの方が返事をいただいたということは、これは今までの品川区の調査の中で私はトップだと思うので、やはりそのようなことを何とか維持して、費用というよりも、いかに多くの方の声が聴けたということを考えたならば、それは費用としてかかってしかるべき、当たり前なことだと思いますので、ぜひ簡略化、合理化を進めて、継続できるようにしていただきたいと思います。

あと、先ほど課長が効果ということに対して、そのようなご意見、100人、200人の意見も云々、返信として返ってきたとおっしゃいましたけれども、やはり私たちからすれば、もう何千人、1万人、2万人というような多くの皆さんの、多くの層の方々の世代観のご意見というものは、やはりすごく大事なのです。私たち区議会議員は、やはりご年配の方、それから、例えば30代、40代の保護者の方、それからお子さんのご意見など、そのようなものに接する機会があるので、いろいろな層の方とお話しています。それで、やはりそのような声を拾うのは、本当に地元自治体である品川区の、費用がかかってもやるべき姿、姿勢だと思いますので、それだけちょっと意見として申し上げておきます。回答はいいです。

○西本委員

まず、去年も何か使って、いろいろご意見聞いていると思うのですが、1つはマイナーな意見などが出てきた場合や、あとは炎上するなど、そのようなことはあり得るのでしょうか。やはりいろいろご意見をいただくという意味では、プラスのいい意見もあれば、もちろん考え方が違う方もたくさんいらっしゃると思うのですが、あまりにも炎上してしまうと意味がなくなってしまうと思うのですが、その整備の仕方はどうされるのかなということと、それから今回の意見募集テーマがしながわ防災区民憲章ということなのですから、これだけで決めるわけではないですよね。これは1つの意見としてのツールであって、この区民憲章制定という意味でいうと、もっと広い形で意見聴取してつくるものではないのかなと。これだけ見ると、パブリックコメントをもらって、来年3月11日に整備するよというように書いてあるのだけれども、まさかこれだけで、このプラットフォームだけでこれを決めるのではないですよねということを確認させてください。

○與那嶺戦略広報課長

2点ご質問いただきました。まず炎上対策と申しますか、そのようなマイナスな意見が出てきた際と

いうところは、これ事業者選定の際にも非常にポイントになった部分ではございます。利用される方がいる以上は、どのような意見も起こり得るだろうというところは当然あります。今回の意見募集の提示につきましては、例えばそういった意見があった場合については、我々区や、あと運営事業者側のほうは管理者という形で取っておりますので、そこは本当にひどい意見があった場合については、その投稿を削除するような対応を取ることもあります。ただ、まずはそういった、いわゆる議論がマイナスの方向に行かないような問いかけや設問の仕方などは工夫してまいるところでございますし、あと事業者側のほうは、非常に多くの自治体でこれまで実績を持っているのですけれども、リスクは当然ずっと踏まえながらですが、実態としてそういった、いわゆるマイナスな意見が出て場が荒れた、炎上したといった事例は、現状まだないというところは聞き取っているところです。それについては、議論に立ち上がるまでの準備段階ですか、まずどういった目的でこれを行っていて、ここのテーマに対して意見をいただきますというところを一定程度丁寧に説明した上で参加をしていただくというようなプロセスでいきますので、そういった区民として意欲が高い形で参加をしていただけるのかなというところで、これまででは起きたことはないですし、そうしないようにこれからは注意していくというところが取組かなと思っております。

もう一つ、防災区民憲章をこれだけで決めるのかというところなのですが、当然我々は、どちらかというとデジタルプラットフォームの運用の立場なので、もうこれで、ご報告につきましては、しながわ防災区民憲章全体は防災課で決めてつくっていつていきますので、あとはそのプロセスの1つとして我々はプラットフォームを提供しているという形でご理解いただければと思います。

○西本委員

炎上するような内容はほかの自治体ではないということは、逆を言えば、それだけ利用されていないということもあるのではないですか。たくさん意見があればいろいろな意見が出てくるので、当然炎上するという部分もなきにしもあらずだと思うのです。それが今までなかったということは、そんなにこのデジタルプラットフォームで活用されているということではないのかなというような、そのようなところも、想像の域なのですけれども、そのようなことも言えるのではないかなと思うのです。ですから、別にそれが悪いわけではないのですが、ただ、事例がないからということではなくて、アクセスが多くなる、いろいろな意見をもらえるということはいいいことなのです。とてもいいことなのです。けれども、それをきちんと対処していかないと、逆になります。反転してしまう。非常に評判悪くなってというような状況が、本当にこのデジタル系のものを使うと、SNSを使うと、こうなるのです。いいことをやっているのだけれども、少しの意見、それから対応の仕方によって、それが逆になってしまうという、非常に怖いので、ぜひリスクマネジメント、リスクのほうはいろいろあると思うので、それはちょっといろいろ考えていただきたいなと強く申し上げたいと思います。

やはり区政に対して興味を持ってもらいたいという思いはあります。ですから、その1つのツールだという、大きなツールであるというように私は認識しておりますので、進めさせていただきたいと同時に、例えば、何でしょう、区公式のSNSで出すと書いてあるのですけれども、いろいろな広報媒体に出すというのですが、例えば、Xはあまり好きではないのですけれども、インスタグラムとか、ユーチューブとかのところには宣伝があるではないですか。何か数分もない、何十秒かで品川区はこのようなことをやっているよという、そのような宣伝を貼ってもらうとかというものも、いろいろユーチューブを見ていたときにその宣伝がバンと入ってきて、品川区は何かやっているのだというような、というようなきっかけづくりもいいのではないかな。リスクはありますよ。リスクはありますけれども、そのような

ものも試してもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

あとしながわ防災区民憲章、これは担当のほうがまとめていくと。このデジタルプラットフォームは1つの意見の場だということで理解しました。これだけで決めるわけではないですね。やはり憲章なので、広く周知していただいて、皆でつくるといような憲章と。皆でつくるといのか、たたき台はあるにせよ、納得する形でつくっていただきたいという思いがありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長

最初の炎上対策のところ、改めましては、こちらのほうでも投稿された内容であるとか、随時確認、チェックはしてまいりますので、もちろんリスクマネジメントという観点もありますし、そこはしっかりと運営していきたいなと思っております。

もう一つSMS対応での広告です。確かに委員のおっしゃるとおり、そういったところで注目してもらうところはあるのですけれども、こちら費用がかかるところでございます。今年そこまでの予算積みはしておりませんので、今できることでPRをしていきたいなと思っています。一定の、もちろんX、インスタグラム、LINEもそうですけれども、主要なものについてはしっかりと出していくというところはやっていきたいと思っているところでございます。

○西本委員

最後。SNSの宣伝なのですけれども、それほど高くないはずですが。割とそれほどお金をかけなくてもできると思いますので、これは私も自分で言っているのかどうかという、プラスになるのか、マイナスになってしまうのか、ちょっと分からないのですけれども、でもチャレンジすることはいいのかなと思っているので、ぜひ検討をしていただいて、金額等々も含めて、費用対効果も含めて、検討していただければと思います。意見です。

○松本委員

ありがとうございます。先ほど区民アンケート等の話が出てきたので、少しだけ。区民アンケートを全区民に出すとなると、それは当然相当な予算がかかるので、では毎年いろいろなテーマでやっていくのかといったら、それは無理なのだろうと思います。先ほど高齢者の意見というお話がありまして、今ちょっとここからでも逆に申し上げておいたほうがいいのだろうと思うことが、では今日この場で25歳未満の意見が出てきているかといったら、まあ出ないです。いないですから、被選挙権を持っている人は。課長級以上なので出てこないと思うのです。ですから、よくこのような場では高齢者の意見というものは出てきますけれども、逆にこれまで聞けていない意見というものはどこにあるのかということは、我々考えなければいけないのではないかと思います。10代の意見もそうですし、これまでどちらかという、いろいろなイベントの場で意見を集約してきたというお話もありましたけれども、そのようなイベントというものは、逆に言ったら日々忙しく働いている方たちというものはそのようなところには来られることはないで、そうした意見がこれまでどうだったのかと考えたときに、こうしたデジタルを用いた手段が活用できるということは、1つプラスアルファというところではとても重要なことだと思っています。

一方で、先ほど西本委員からもありました、この炎上のところなのですけれども、炎上していないところで、西本委員は注目がそこまでなかったのではないかという話もあって、恐らく意見が分かれるようなテーマはやられていないということが、これまで炎上していなかった1つの理由だと。当区で、例えば、ではこれをオーガニックというキーワードでやった場合にどうなるかとやったら、これは

当然いろいろなことが起こるだろうということが想定される。本件も憲章に関するものなので、その辺では炎上のおそれは今のところはないのかなと思うのですが、とはいえ、こうしたものというものは、炎上等の関係でいうと、恐らく区議会議員の中で一番炎上経験を持っている私からすれば、どう考えるのかということはあらかじめ考えていく必要があると思います。

加古川の市長の記者会見なども拝見すると、最初にアカウントの登録があるので、ある程度名前などは入力するようなやり方をどうもやられているのではないかなと思います。ただ、この記者会見などでも出ていたのですけれども、必ずしも本人確認をしているわけではないので、ある程度うそを書いて登録することもできるのだろかなと思っています。ですから、その、まず本人確認を含めた投稿する人の特定の仕方を、今回はどこまで考えていращやるのかというところが1点です。

2点目が、先ほど実際に危ない投稿があった場合には削除するというような話がありました。この削除ということも、逆に言ったらこれは検閲というように、法律上の検閲というものはもっとかなり狭い意味ですけれども、一般的によく言われる、これは検閲ではないかというようなことを言われる検閲というところは、これが逆に炎上を招くということもあり得ると思っています。そうすると、どのようにしてそれを防ぐかといったら、やはり事前に、このようなものについては削除しますということはある程度一定の分かりやすいところで提示しておいて、これに該当したから消しましたよということがある程度反応、もし何かクレームが来たときに反応できるようにしておくということが、1つ大事なのではないかと。事前の規約のところです。そこが大事ではないかと思っているので、今回はどのように考えていращやるのか伺えればと思います。

○與那嶺戦略広報課長

加古川市の事例もいただいた中での、個人の特定であるとか、そういったご質問についてです。今回のDecidimの採用に当たっては、加古川の仕組みをほぼ踏襲しているような動きにはなりません。利用者登録につきましては、いわゆる表示名というニックネームというか、名前と、あとメールアドレス、パスワードを入力して、それで利用規約に同意した上で登録をするというような形でございます。ただ、こちら本人確認を厳密に取るかどうかというところでいきますと、そこに関しては、やはり利用者側の言葉に任せるといいますか、特にそこを厳密な本人確認をするという考えは今のところ持っておりません。というのも、個人情報をおまにも取得してしまうと、それはそれで様々なリスクが増すということであるとか、おまにもこれが、いわゆる情報収集をしているというように取られてしまった際に、やはり自由な議論ができないのではないかとという観点で、まず間口を広げるという考え方の下に、最低限の表示名とメールアドレスのみの取得という形で考えているところでございます。その上で、規定に対してもあらかじめ示した上での登録という形で流してまいりますので、委員ご指摘のあった、いわゆる削除の基準なども含めて、そこは事務局ベースで議論しながらつくっていきたいなと思っております。

○石田（ち）委員

こうした様々な方法で、区政に対して住民の皆さんが参加していただくということが広がるということとは大事なことだと思うので、これもどのような形でいかなという形で私たちも見ていきたいなと思っているのですが、でもこのようなことに参加をされるというところでは、結局、これまで区政に関心のあった方が参加するということにとどまり得るということが多かったなということはあると思います。ですから、やはり周知の方法というものを、今様々なありましたけれども、ほかの皆さんからの提案が。だからそういったところも思い切っていかなないと、なかなか広くいかなのではないかなという思いは

あります。

それで、先ほど課長も、そうした自分の出した意見が区政に取り入れられているという実感を持ってもらおうと。すごい大事だと思うし、それが今後の区政参加につながっていく、住民参加になっていくので、すごくいい経験になっていくので大事なことだなと思うので、だからこそより多くの方に、今まで参加したことのない方に参加してもらおうという工夫は、私も特に案はないのですけれども、工夫は本当に必要だろうなと思っているので、そこはぜひお願いしたいなと思っています。

それと、今回はワークショップと融合させるというところなのですが、今回このしながわ防災区民憲章をつくるに当たってのワークショップというものはどれぐらいやられるのか、ちょっと所管が違いますが、分かれば教えていただきたいということと、あと、今後このデジタルプラットフォームを使っていくというところでは、そうしたワークショップと融合させるということがセットになるのか、そうでない意見を多く拾っていくというツールにただなっていくのか、その今後を教えていただきたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長

まず、やはり参加する方はもともと関心がある方ばかりにならないかというところ、確かに委員のご指摘についてはごもっともかと思いますが、これまでもそういったところがありました。我々もそこを何とか打破していくためにどういったことができるのだろうかというところを常々考えているところではあるのですが、今回も、最初に投稿していただける方というものは、やはり区に関心を持っていただいている方が中心になるのかなと思います。そしてその先の部分になっていくと、我々もこれまでリーチできていない層にはなりますので、どうやって巻き込みができるかというところのアプローチかなと思っています。今のところ我々が出しているワークショップ、それも1つのやり方かなと思っていて、参加したことによって、ではここで投稿してみよう、これやったよというところをぜひ持ち帰って家族にお話しただけたり、ご友人に話していただいたり、そういったことがあったときに、「ああ、このようなときにやっているのだ」というように知ってもらえることも1つのやり方かなかなと思っています。これはなかなか、この1回だけで成果が出るとは思っていないのですが、続けていくことでより多くの方に知っていただいて、巻き込んでいくことをやっていきたいなと思っています。

今回のワークショップの回数なのですが、まだ確定はしておりませんが、複数回実施する想定で、今相談をしている形でございます。これが、今後将来に向けてセットになるのかというところでございますけれども、それはマストでないとは思っています。いわゆるワークショップも使って議論を活性化させていくことができるよという仕組みでありますので、ワークショップを使うとこういった効果が期待できるよねということで、なるべく活かしていこうかなとは思いますが、そうではないやり方、デジタルのみでやっていく方法というところも、当然そのテーマであるとか、聞き方によって、今後起きてくるのかなという形は思っています。それはこれからのテーマ設定の考え方になってくるのかなと思っています。

○石田（ち）委員

ぜひ広がるようにしていただきたいですし、私たちこの間も、少し違うかもしれないのですが、パブリックコメントをする際も区民に説明をしてからパブコメを取る、だから説明会も各地域センター等ですべきだということなども申し上げてきたのですが、そうした経験を区民がどんどんしていくと、住民参加が増えてくるということに他区ではつながっているのです。ですから、そのようなこ

となしのこの品川区で、こういったデジタルプラットフォームを使ってやっていくというところでは、本当に浸透させることがなかなか大変なのではないかなという事は思いますので、ぜひ、私たちも広げていても分かるのですが、区としても様々な工夫をしていただきたいなど。それで今後のパブコメ、パブリックコメントなどもぜひ取れるような工夫も考えていただきたいなと思います。

○塚本副委員長

最初に、今回は品川の防災憲章というようなことで、防災区民憲章と言われて、このようなものだよねと文言などまで浮かぶ人というものは恐らくいらっしやらないと思うので、意見募集に際しては、その辺の、何というのか、的外れな意見をもらってしまっても、議論自体が変なほうに行ってしまうのもったいないので、そのようなところの、どのような形での意見収集をきちんと狙いどおりに、いろいろ区民の皆さんの議論がまとまるような形で、先ほどの炎上対策にも少し関わるかもしれませんが、設定するのかというところを1つお伺いしたいということと、あとはもう一つ、今回の参加型デジタル民主主義ということでのツールとしてのD e c i d i mなのですけれども、欧米などでは結構、これもっと進んだ形で、ある政策の決定的なものを民衆、区民、市民の参加によって1つの議論で決を採るような形で決定して、それが実際の1政策になるというような使われ方もしている、進んでいるところなどもあるようです。そのような意味では、今回意見募集ということですが、意見を募集してそれを反映させるというだけだと、パブリックコメントとあまり変わらないですね。ですから、きちんとこのように皆様の意見が集約をして、結論としては防災区民憲章にこのような形で反映したというか、手続きしましたというフィードバックを、せっかく集まって意見を収集して、いろいろな議論のようなどころも起こってくるのであれば、そういったフィードバックするということも、今後これを発展させていく上でも、多くの方に関心を持っていただく上でも、有効なのではないかなと思いますけれども、そのフィードバックということについてはどのようなお考えなのかお聞かせください。

○與那嶺戦略広報課長

ありがとうございます。まさに初めにご指摘いただいた、いわゆる的外れなご意見というか、それはどういったものかがご理解いただけないからがゆえにというところについては、我々もこれ大事な視点かなと考えておりまして、まず、この意見をいただく前の段階のインプットというところを、このプラットフォーム上ししっかりしなければなと思っています。あまり長々書いてしまうと、逆に読んでもらえないというところがあるので、ボリュームについては、今防災課と我々と事業者のほうで詰めているところではあるのですが、この事業の目的や防災区民憲章の考え方、あと他自治体でも事例ありますので、そういったところも少し紹介しながら、まずやろうとすることを理解していただいた上で、それぞれのご意見をいただくというような段階を踏んでいくという形で、ページをつくっているところでございます。

もう一つ、このフィードバックについてなのですが、これももちろん大切なことかなと思っておりまして、今回につきましては、意見募集、意見募集といいますか、議論の結果については、分析レポートという形でまとめるところになっておりまして、それが今後どうつながっていくのかということも含めてまとめようかなと思っています。それはまた区民の皆さんにお返しするということで、参加の結果が見えるようにしていきたいと考えております。

○塚本副委員長

ぜひお願いしたいと思います。特に自分、区民の一人ひとりが区政への意識のようなものが、僅かながらでもコミットしたのだと。自分がそこに関わったのだという意識が、1つの結果として出てくる効

果だと思うので、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、去る7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、市町村交流について調査研究してまいりたいと考えております。

まず理事者からご説明をいただき、その後、委員の皆様には、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

本件につきまして、ご説明を願います。

○野口官民共創担当課長

私のほうからは、資料を基に、市町村交流についてご説明を申し上げたいと思っております。

初めに1枚目の資料に載せておりますものが、品川区と協定を締結する自治体となっています。1つ目に、包括的な協定として、明治維新150周年を契機とした高知県との協定、ならびに特別区全国連携プロジェクトをきっかけとした坂井市との協定というものをしております。2つ目に、交流協定といたしましては、30年以上古く前から交流を行っている山北町や早川町との交流がございます。その次に、災害時相互援助協定といたしまして、まず個別の自治体との協定として、目黒のさんま祭りが縁となった宮古市、あとは品川区と富岡町、そちらがニュージーランドのオークランド市と国際友好都市であることが縁となって結んだという協定になっております。あとそのほか幾つかありますので、複数の自治体の協定といたしましては、東海道五十三次市区町村災害時相互援助協定というものであったり、龍馬の絆で結ぶ災害時相互援助応援協定というものがございます。

次のページおめくりいただくようお願いいたします。

次のページ、2ページ目には、各自治体との主な連携事業というものを載せております。初めに左上にございます高知県との主な連携事業としては、区内のイベント、にしこやまつりや宿場まつりへご参加をいただいていたたり、最近話題になっておりますNHKの朝ドラをきっかけとした高知県出身のやなせたかしさんの作品など、高知県関連の本を集めた特別展示というものを品川図書館で行っていたり、あとは高知県の坂本龍馬記念館の学芸員の方による出前授業を区立学校のほうで行っていたり、あとは、こちらカーボンオフセットということに関しましては、区内の橋のライトアップ、使用する電力から排出されるCO₂排出量をオフセットするような取組を行っているというものになります。

次、右に行っていただきまして、福井県坂井市との主な連携事業といたしましては、区内のイベントへの参加として、にしこやまつりであったり、戸越銀座で夏に行われるふるさとフェスタなどへご参加をいただいたりしております。また、次に区立学校へ坂井市産のお米のご提供をいただいていたたり、かなり品川区でもすごく人の来ていただいているイベントとして、鮫洲入江広場のユリを活用したイベントのほうにご協力、ゆりの鑑賞ラブウィークですね、こちらにご協力をいただいているというものでございます。あとは2泊3日で、品川区民の方が坂井市を訪問するという交流ツアーを行っております。

次に左下で、神奈川県山北町です。山北町に関しましては、山北町で開催されるお祭りのほうに、大井権現太鼓であったり、八潮太鼓之会の方を派遣したりしております。あとはひだまりの里への区民優

先利用や割引などを行っており、あと区内のイベントとしては、しながわ夢さん橋のほうにご参加をいただいております。

右側のこのページ最後になりますが、山梨県の早川町に関しましては、マウントしながわでの里山再生事業や、早川町で行われる山菜まつりのほうに青稜の中・高生の吹奏楽部を派遣したりしております。そのほかバスツアーであったり、区民の方の宿泊助成というものを行っています。

続きまして、次のページおめくりいただきまして、災害時相互援助協定締結の自治体との主な連携事業となります。初めに、左上の岩手県宮古市に関しましては、区内のさんま祭りであったり、エコルフェスへご参加をいただいていたたり、小学校4年生から6年生の親子を対象とした防災に対する学びであったり、自然体験をする交流事業などを行っております。

続いて真ん中、福島県の富岡町に至っては、こちらしながわの夢さん橋のほうにご参加いただいていたしております。

左下の飯田市に関しましては、リニアが開通する前から交流等を続けておりまして、飯田市の小学生がお茶の収穫などを袋詰めした、そのお茶を品川区内の小学生と販売したり、エシカルイベントやエコルフェスなどにご参加をいただいております。

右上の千葉県の大多喜町に関しては、ムサコ祭り、地域のムサコたけのこ祭り、こちらのほうの交流が縁となって、協定を結んでいるというものになります。

続いて茨城県に関しては、これは町会のほうによる農業体験というものが縁となって、協定を令和7年に結びました。

その下、千葉県の長柄町に関しましては、今時点では具体的な連携協定等は、具体的な事業等はないのですけれども、品川区が協定を結ぶ山北町と長柄町と災害時協定を結んでいるという縁がございます。

最後に右下の福島県矢祭町に関しましては、武蔵小山のほうの民間団体である銭湯のコラボで、野菜の販売であったり、あと品川区が包括連携協定を結ぶ城南信用金庫のほうでの野菜や特産品の販売等が行われており、そのようなきっかけを基に、協定を令和7年結んだというものになります。

もう1枚おめくりいただいて、最後の資料となります。最後の資料が、品川区対1つの自治体ではなくて、品川区対複数の自治体で連携をしたような主な事例となっております。まず、こちら左上に載っておりますものが、これ3自治体を実際に回るデジタルスタンプラリーということで、距離が離れている自治体を実際に巡ってもらうというものであったり、真ん中にはPRの動画ということで、着ぐるみを使った動画であったり、右側はキャラクターをアニメーションにしたような動画を打って、それぞれビュー数をそれなりにいただいて、PRをしたというものになっております。

下の段、品川区、大田区、川崎市ということで、羽田空港周辺の自治体ということで、インバウンド対策というところで連携事業を行っております。左側の写真としましては、3自治体によるインバウンド関連の冊子によるPRであったり、真ん中はインフルエンサーを活用して、ウェイボーというようなSNSでPR発信をしたというようなものになっております。最後の右側は、3自治体で海外の旅行博、展示をするような海外の業者が来て、そこで旅行メニューを見ていくようなところに3自治体のメニュー等を提示しまして、PRを発信したというものになっております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見等がございましたらご発言願います。

○西本委員

ありがとうございました。まず、いろいろなところと市町村交流することはとてもいいことだと思っております。ただ、この意味的なところ、どのような理由づけでそれぞれと提携を結んでいるのかな、協定を結んでいるのかなというところ。いろいろなきっかけがあるのかなと。これからどのような方向に持っていきたいのか、もっと増やそうと思うのか、言われたところをまず検討していくということなのかという、この考え方も含めて教えてください。

○野口官民共創担当課長

協定いろいろな自治体と結んでいますけれども、意味合いであったり、選定の理由や今後であったり、今後の方向性ということなのですが、意味合いといたしましては、どちらかというと今回の災害時の協定なども、区発信というよりは地域のほうでのきっかけが縁となって結んでいるようなものも多数ございます。例えば大多喜町は、先ほど申し上げましたけれども、ムサコたけのご祭りであったり、茨城町に関しては、とある北品の町会のほうの事業であったりなどがあります。なかなか品川区、行政だけがというよりは、地域の方からの縁があって結んだというものが多くございます。

また、選定の理由といたしましては、お互い区民にとってメリットがあるというようなところであったり、そのような縁であったり、付き合い、今後も持続的に付き合い合っていくかというところで考えてございます。

また、今後につきましては、今委員おっしゃられたように、いろいろな自治体と結んでおりますので、既存の自治体の中でも連携事業の濃淡というか、がありますので、既存の自治体の中でより掘り起こしができるようなものをまずは考えていきたいと思っております。

○西本委員

まず、これだけの自治体と今協定を組んでいるのだということを実感しました。ただ、前から、例えば早川町や山北町というものはいろいろな交流があるなど。そして品川区にはない山であったり、そのような資源がないので、そういうところの体験であったりという交流がかなり親密にしているなどという実感はあるのですけれども、最近のものについては3か所、令和7年度の締結になっているので、これからになると思うのですが、何か地域に言われて、地域の方からとか、「お祭りとかいろいろやっていいね、それで協定を結びましょう」ということはいいのですけれども、でもそこには何か考え方があって、結んでいく必要があるのだらうと思うのです。何でもかんでもというにはいかないだろうなど思うのですけれども、行政側としての決め手というか、考え方はあるのですか。取りあえずいろいろなところから、ここで協定組んでください、ここで支援をやりたいですというようなものなのか、それとも全体像があって、いろいろな市区町村ありますが、このようなときには協定を結んでという何か目安的な考え方など、そのようなものはあるのでしょうか。それは今度どのようなほうに持って行って、品川区がどう活力を活用されるのかをお聞きしたいと思います。

○野口官民共創担当課長

いろいろな自治体と結ばせていただいている中では、特に最近、令和7年結んだ自治体などは、結構品川区には、今おっしゃられたように、品川区には、早川町や山北町にも自然ありますけれども、品川区にない自然というところで、大多喜町、茨城町であったり、長柄町、矢祭町であったり、あとは昨年度でいえば飯田市もいろいろありますので、品川区にないような魅力で、やはりこのような連携事業というものは、自治体側、受け手側もどれだけやれるかというか、品川区とどれだけ付き合えるかだと思いますので、品川区とやりたいというようなところで、それが区民に還元、先ほど品川区にないような自然なところという、自然体験のようなものができていければいうところで、今後協議を進めていけ

ればと思っております。

○西本委員

これからなのだろうなという思いはあるのですが、例えば坂井市のユリ、これすばらしいですよ。毎年毎年盛大になっていって、すばらしい取組だろうと思うのですが、ただこれは坂井市の思いというものと、それから品川区の花海道の方々、やっておられるのが。そのような方々の力があってこそ、あのようなものが出来上がってくると思うのです。ですから、やはり要求するものも必要だけでも、こちらサイドで何ができるのかということもぜひ明確にしながら、活発になっていいのかなと思っているのですが、とにかく今の状況だと、もう少し踏み込んでお互いによさというものを露出して、このようなところと協定を組んでいる、だからお友達も、ただ自然に触れ合うということがなかなかないので、このような施設を活用してはいかがでしょうか、それから学校は、林間学校などでも、今行っているところだけではなくて、もう少し広い考え方をしていくなど、いろいろできようかと思うのです。ですから、私の感覚だと、もう少しやりませんかという。少し弱いなという。早川町や山北町は結構真剣に何かいろいろ取り組んでいる。そして坂井市のほうは坂井市長が来られて、私が議員研修もさせていただきましたけれども、すばらしいなという思いもありますし、もっともこのような協力体制を取っているのですということは区民の方に知らせることも必要なのかなと思います。私の出身を宣伝するわけではないですが、矢祭町は非常にいろいろな面白い場所がいっぱいありますので、ぜひ区民の方々への特別優遇措置など、多少あそこに行くのだったら少しお金を出しますというようなところでも、そのような何か、自分でいろいろなってしまうすけれども、そのようなところはいっぱいあると思うので、ぜひお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○野口官民共創担当課長

大変いろいろとご提案をいただいてありがとうございます。今いただいたお声を政策に反映できるよう、いろいろ協議、検討をしていきたいと思います。そして検討しつつ、今なかなか、先ほど委員おっしゃられましたように、地域の方を巻き込んでいかないと広がらないのではないかなということもいただきましたので、その点も踏まえて内部で検討しつつ、今回いろいろなお祭が縁になってなど、きっかけがありますので、そのような方たちも巻き込んで考えを進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○須貝委員

ありがとうございます。ただ、少し残念だったことが、せっかく資料を出していただいたのですが、このような事業を毎年、年間やって、何回ぐらいやって参加人数がどうなのかとか、あと、その連携することによって、このような品川区民にとっては特典がありますよとか、向こうから来られている方にこのようなものが、特典がありますよということを書き出してくれるとありがたかったかなと思います。

あと実際連携事業をしているということならば、今よく多くの人が移住先として捉えていたり、あとその移住先で、住居や仕事があるのかどうかなど、そのような連携もされておるのかについてお聞かせください。

また、災害時の協力事業というものを、実際お互い提携などを行っているかと思うのですが、災害時このようにこういうことを受け入れたり、あとは支援したりということがありますよということも、一覧表にさせていただくとありがたかったかなと。

そしてさらに各地方の、坂井市もそうですけれども、高知県もそうですが、様々な地方都市、地域、

市町村において、そこの商店街との交流事業があるのか、あと、そこの企業間、品川区の企業と連携している、実際の企業間交流事業があるのか、このようなものがあるのですなどというものがあれば、次回もしやっていたいただければ、それをお示ししていただくとありがたいなと思いました。

今回答すると、これだけ多々の自治体があるので、一遍にはできないと思うのですが、要望としてそのような資料をいただけるとありがたいと思います。終わります。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。今回このご説明いただいたことで、品川区も多くの自治体とのつながりがあるということを改めて理解をいたしました。私も、この多くの他自治体と交流を深める、関わりを増やすということはとてもよいことだと思っておりまして、もっと進めてほしいなと思っております。人の行き来だったり、観光だったり、体験学習や、ご説明いただいているようなそれぞれの内容、やはり深めていくためには、区民の皆さんのインセンティブや仕掛け、地域の皆様を巻き込んだ何かが必要なのかなと思いますので、そういったところは進めてほしいと思っています。今お聞きした限りだともっとできるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思っているところなのですが、実は、やはり多くの区民の方々にこういった都市と協定を結んでいることをまず知ってもらうことがいいのではないかなと思うのです。それでいうと、今区のウェブサイトでの地域活動で市町村交流の欄に行きますと、神奈川県山北町との交流や、山梨県早川町との交流があるのですが、それ以外のところはこちらには載っていないので、何か、それでいうと示していただいている、まさに資料などを区民向けにも発信していくことで、区民や区内企業の皆さんにも見てもらうことで、何かこういった連携の中で区民や地元企業の皆さんからこういったことをできるよというようなアイデアを募るとか、そういった取組などもされたいのではないかと思います。まず知ってもらうこと、それから相手をつなぐことを考えたと思うのですが、いかがでしょうか。

○野口官民共創担当課長

知ってもらうための施策や、企業との取組ということなのですが、委員おっしゃられたように、区のホームページに関しましては、山北町、早川町、あと高知県と坂井市に関しましては、特別区連携プロジェクトのほうに関わっておりますので、そちらのほうのリンクを貼っているというような状況であります。

また、災害時の相互援助協定に関しては、我々所管ではないので言いづらいところはあるのですが、現状は全て一覧になっていないということが現状であります。確かに委員おっしゃられる、そのように知ってもらうということはまず第一歩であるかと思いますが、そのようなところはどれぐらい効果があるかということを考えて進めていきたいと思っています。それを進めていく上で、企業との連携を図っていくためということも改めて検討できればと思っています。

○山本委員

ご答弁ありがとうございます。所管が異なる災害などもありますけれども、ぜひ横串を通して、同じように区民からしてみると、そのような連携しているというところで同じだったり、企業の方々からしてみると、そういった同じように捉えられるところもありますので、ぜひそのような見やすく、分かりやすく、区民やメンバーの方から民間の皆様にご提案いただきたいということと、そのような人からアイデアをもらって進めていくということもお願いしたいと思っています。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。連携というものはいろいろあって、これ特別区のほうを見るとカテゴ

リーがたくさんあるなということで、他区でもすごくたくさん連携しているところがあるということは、特別区のほうの特設サイトを見ると出てくるのですけれども、いろいろな考えがあって連携しているということで、それはそれでいいのですが、一方でどんどん広げていくと、それはそれで区としての予算がたくさんかかったりというところがあって、ある程度目的意識も断ったほうがいいのだろうと思います。

1つ、やはり重要なことは災害のところで、所管が違うので意見だけになってしまうことが申し訳ないのですけれども、例えば連携していく、いろいろな意味で連携していくのですが、やはり一番頼りになるタイミングというものは、災害のときなのかなと思っています。ですから、そうした災害のときを念頭に置いた所管課の連携というところでも意識をしていただけないのかなというところと、あともう1点は、今災害の連携の協定、幾つかの自治体とやっていたいっているのですが、それで足りるのかどうなのかというところが、やはり考えていかなければいけないのかなと思って、災害が起こったときに他の自治体と協力していただくところはいろいろ出てくるかと思うのですけれども、現状が南海トラフなどいろいろな地震の想定が出ている中で、品川区として物資が不足しそうだから、だから総量としてそのような物資が必要になって、もちろん東京都からいろいろあると思うのですけれども、他の自治体にこれぐらいとお願いする量が発生していく、だからこのような提携をやっておかねばいけないのではないかなというような発想があると、私たち、あるいは区民としても、「あつ、だからこのぐらいの連携をしているのだな」ということがつながっていくと思います。これぐらい連携を取っていますというようなものが出てきても、それで足りるのか、過剰なのかということがなかなか分からないので、定量的なものというのは難しいとは思いますが、そうしたところを区としても意識を持っていたけるとうれいなと思っています。

○塚本副委員長

災害時相互援助協定についてですけれども、昨年ではなくて、令和7年だから今年、3つ締結を、3自治体ですね。締結をされていて、これはあまり記憶が定かではないのですけれども、大体災害援助協定の文言というものは、それほど大きくそれぞれ変わらないというか、何かあったときはそれぞれ協力して支援し合おうというような。具体的にここの自治体とはこのような物資の交換をするとか、この自治体とは具体的に何かの物資の提供をし合うとか、あるいは、この自治体とは職員等を援助し合うとか、あまり個別具体のことはそれほど書いていないと思うのです。この協定そのものについては。実際には、それは防災課のほうで、所管のほうで、あらかじめ決めておくようなことは別にしておくのか、あるいは、起こったときにそのときの状況に応じて、発災の、被災の状況に応じて必要なものを援助できるところはしていくというような形になるのかということだと思うのですけれども、課長のところの官民共創のところの所管としては、この災害時協定などというものは、基本的には何か、もともととのやり取りがその自治体と何かしらあって、先ほどさんま祭りなど、その後に災害協定というものをこの際結びましょうというような流れが大体多いのかなと思うのですが、そうではないパターンがあるのか。そもそも災害でお互いに連携し合って、災害時に支援し合おうというパターンというものもあるのかということをお伺いしたいと思います。

○野口官民共創担当課長

そうですね。この資料の1枚目にもありますように、高知県や坂井市、山北町、早川町に関しては、災害時が先ではなくて、交流協定が先であったり、高知県、坂井市に関しては包括的な協定が先にあると。ほかの自治体に関しては、それらに関してはすぐに災害時援助協定というものを締結しているとい

うことが現状です。

○塚本副委員長

そのようなことだと、恐らくたくさん災害時援助協定を結んだから、何か予算がその分たくさんかかるあまり、発災したときは別ですけれども、ふだん的にはあまりないのかなとは思いますが、そのようなことを考えると、基本的には結べる自治体があればどんどん結んでいきたいという姿勢に区としてはなっているのか、やはりある程度、これぐらいの数だよ、災害援助協定というものはということとを、地域的なことも含めて、この辺の地域とこれぐらいの数というようなものを計画的なものがあるのかということをお教えてください。

○野口官民共創担当課長

なかなか私が所管というところではないので難しいところはあるのですが、以前の災害対策担当部長の答弁などを見ますと、区としては、首都直下型地震の際には被災していない自治体への広域的な避難ニーズが高まることを踏まえて、区から移動可能な距離にある自治体との連携が重要だというようにありますので、そこのところも考えますと、そのような協定というものは1つの手段になると思うので、1つ考えるところではあるかなとは思います。

○塚本副委員長

そうなのです。所管でないところまではちょっと分からないですね。個別については。今後の、だから災害援助が最近は大変多いのですが、災害に応じて。自治体間の交流というところで、どのような方向性を区としては考えているのか。災害が中心になるだろうということでの展開なのか、災害は災害として、それ以上の、取りあえず災害で結んだところとも、いろいろな形で交流を進めていきたいというようなことでの思いを持っていच्छやるのか、そのようなところはいかがでしょうか。

○野口官民共創担当課長

これまでの事例などを見ますと、災害時協定が最初にあって、その後イベントというものを進めていることが実際というか、実績としてありますので、そのような災害時協定というものは大事なものでありますので、そのようなものを1つの契機として、イベント等でつながって人的な交流ができればとは思っております。

○石田（ち）委員

この市町村交流は、品川区が持つ都市機能と交流先の市町村が持つ豊かな自然や文化を互いに活用して、住民の生活の質の向上を図ることが目的と書かれていまして、かつ災害時の相互支援協定など、防災・防犯面での連携も含まれるということなのですから、その災害時の相互援助協定というものは、やはり3.11以降など、様々災害が起こる下ですごく広がってきたのではないかなと思うのですが、それで災害時の協定の市町村とも災害以外の交流もあるという、今ご説明もあったのですが、この目的からすると、どの市町村とも広く交流はできるはずではないですか。その上で、先ほどからほかの委員も聞かれているのですが、その上で品川区が、ではここと協定をなどとする場合の基準がすごく分からなくて、「ああ、では地域からこう言われたからそうか」というように聞こえるなという感じがしていて、そうすると様々、今西本委員からも、矢祭町いいところですよ、区民からも様々、集めればすごいたくさんの声が、「このまちいいですよ」、「この村いいですよ」ということが集まると思うのですが、では区がそこと交流していこうという、協定等も結んでいくかというところでの基準というものがないと。だからこそ、では言われたからやるではなかなか通らないだろうなと私も思って、それが、ではなぜなのかなということは、明確な基準的なものは本当はないのですかということをお聞か

せてください。

○野口官民共創担当課長

自治体それぞれいろいろな魅力がありますので、何か1つの基準をつくるということはなかなか難しいので、なかなかその点は難しいということが実情です。ですから、何かしらの縁であつかり、お互いの思いだったり、区民へどれだけ普及できるか、そのようなところが基準になるか、1つの基準というか、1つのベースになるかと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

○石田（ち）委員

分かりました。基準はなかなか難しいということで、今のこの協定を締結する自治体という数でいうと、ほかの区と比べて、数的にはどのような具合なのか、多いのか少ないのか。災害のものはまあまああるなど、この資料を見ていて。だけれども、この上の包括的な協定や交流協定というものは、もう少しあってもいいのではないかなと思うのですが、これ23区で見たとき、品川区というものはどのような感じなのか、分かれば教えてください。

○野口官民共創担当課長

23区の実績の数字を持ち合わせておりませんで、お答えはできないところではあるのですが、やはり災害協定だったり、そのようなものを結ぶ中で、いろいろな事業を進めていく中で、お互いにとってメリットがあると思えば、その先のほかの協定というものは選択肢の1つになり得るのではないかなと思います。

○石田（秀）委員長

では、最後ちょっと私から幾つか。皆さん意見を出していただいて大変ありがとうございます。やはり皆さんもいろいろ何があるかということ考えたほうがいいと思っていて、高知県は、明治150年で協定をやっていただいて、いろいろたくさん事業をやっています。カーボンオフセットもそうだし、木材のことの交流もやっているし、やはりさすが県だから、東京事務所も持っているから、その方々がフルに活動していただいて、例えば住宅まつりにも来てくれるなど、常に行ったり来たりできているのではないですか。坂井市などは市長の考えもあるから、すごいではないですか。坂井市がお米を配布すると言い出したらやろうといったら、足りなくてお米などは坂井市産ではないものまで全部配ってしまっているのです。それは本当だったら、せっかくこのように交流しているのだったら、そのようなところのお米を取ってやればよかった。それだって1つの交流だから、せっかくこのような形をやっているのだから。それが一番いい例がエコルとごしではないですか。皆やって、それで最後、富岡町がそのような状態だから、富岡町の方法は使わなかったけれども、あれだって富岡町が復活したら、もう1回リフォームをやればいいのです。だからそのように交流があるわけではないですか。

先ほどこう言ったけれども、皆たけのこ祭りだ何だ、宿場まつりだ何だとか、ずっと長い間、目黒のさんまだって交流があるからやってくださいとお願いをしてきて、区長が替わって積極的と言うから、このような交流が多いわけです。これはこれでいいと思うのです。そこから入っていくということは。そのようなものをやっていくことと。あとはもう坂井市や高知県は別としても、山北町などは少し考えたらということもあるではないですか。貸し農園だってあれだけあったけれども、人が減ってきて、もう農園1つ借りるのが抽せんのようなものだった頃から、今なんか2個でも3個でも、どうぞやってくださいという感じではないですか。これではどうかなということもあるではないですか。早川町などは、いいのです、だけれども、この里山はもうやめたほうがいい。里山は森林協会か何かにお金出してくれて、やってくれているのだけれども、確かに「濱野の松」と勝手に我々が名前をつけた仮称「濱野の松」

というものもあるのですが、それは前区長も一緒に行ってくれて、しっかりそこまで、松まで行ったから「濱野の松」で、あれ頂上まで行かなかったから途中の松が「濱野の松」だと言っているのだけれども、そのようなものもやってくれましたが、早川町の一番いいことは、私が知っている限りでは、やはり人口818人しかなくて、まちが皆で盛り上げてくれている。その一つは町営のバスです。生徒や学生が皆合宿に行くのです。今バス代がめちゃくちゃ高いのに、町営バスがあるから、皆合宿に行っているところは安く行けるのです。そのバス代がめちゃくちゃ安いから。そのようなメリットもあるではないですか。私としては野球や剣道などが多いけれども。ほかのバスを頼むと30万円のところが半額ぐらいでやれるのだから。これは大きいです。そのようなメリットをもっと出したらいい、これ青稜中学校も頑張ってくれているのだけれども。そのようなものが、ではほかのところでどれだけ出るかということはこれからだから。だけれども、何かこのような、せっかく今まで付き合いがあって、長柄町ぐらいは今度しようがない、山北町に紹介されたということもあるのだろうが、そのような付き合いは必ずあるはず。何十年間と。

だからそのようなことで、この前もちょっと説明しましたが、北海道の沼田町などというものは目的を持ってやったらいいのです。それはもうなぜかという理由は言いました。宿場まつりに20年間ぐらいずっと来てくれて、交流は町長もあるのだけれども、今までは何も言わなかった、そのようなことは。北海道内の移住地先で1位になったのです。これはやはりすごいことなのです。せっかくそのようなものがあつたら、お互いそういう移住地で、もし品川区の人が10人ぐらい行って、区民税が下がりますなどと言う人はもうナンセンスだから。そのような幅を広げようという、お互いの交流で幅を広げようということができれば一番いいのです、お互いがそれをもってやるということが。と私は思っているけれども、ぜひそのようなことを踏まえて、先ほど須貝委員からもちょっとお話がありましたが、このような交流があつて、今まで、だからこのようになってきたのです。それで、このようなことのメリットというものは、先ほどのバスでもいいけれども、このようなこと。もうちょっと山北町のように、ちょっとというものは少し控えていこうかなとか、そのようなことがあつてもいいと思うのです。

カーボンオフセットだって別に、高知県はすごくやってくれています。これだけ今増えてきたら、カーボンオフセットをやってくれるところも結構あるかもしれない。それだって品川区にとってはメリットなのだから、すごく。都心区にとってはそのようなことは必ず必要なわけだから、カーボンオフセットは。そのようなこともしっかり考えるべきだと思うから、私は数を広げていくことはすごくいいことだと思います。もうおなかいっぱいではないですか、里山は。ということもきちんと出してくれると、私はすごくいい市町村交流が、もっと連携も増えて、それはどうしても災害協定から入るということとは一番入りやすいから、それはそれでいいのだけれども、それも包括までいくということは相当難しいから。だけれども、それはいいのではないのかなと私は常に思っているのです、それはぜひ頑張ってください、よろしくお願いしますという、要望かな、これは。ぜひよろしくお願いします。

それでは、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 行政視察について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会で正副案としてお示しした視察先および視察項目について、先方と調整をさせていただき、作成した調査項目、日程案をサイドブックに掲載させていただきました。なお、前回の正副案か

ら視察先および視察項目が変更になりました。

行程といたしましては、初日、１０月２７日月曜日の午後に北海道帯広市で競馬事業について、２日目、２８日火曜日の午後に北海道富良野市で新庁舎とＩＣＴ活用による業務プロセスの改善について、そして最終日、１０月２９日水曜日の午前に北海道沼田町で市町村交流について、それぞれ視察をしてまいりたいと思います。また、宿泊については、２７日は帯広市または富良野市、２８日は沼田町の予定で考えております。

この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更が出た場合は、正副一任としていただきたいと思います。

また、ここで本当は説明全部終わりなのだけでも、須貝委員からもいろいろお話をいただきました。ご心配もいただきました。その中で、これは皆様のご心配を払拭する意味もあって、今勉強会の資料を先に取り寄せております。勉強会でその資料に基づいて、皆さんからも、もし質問があれば出していただきたい。

まず帯広市については、前回ちょっと私は言いましたけれども、最初になくなる競馬場であったのではないのかと言われていたところから、Ｖ字回復をしていろいろな事業をやって、これをプラスへ持っていくということができたところであります。大変なご苦勞をいただいていたということが事実でありました。今我々は競馬事業について所管事務調査でもやっていこう、それは本場を持っているから。そしてなおかつ、今移転も考えているというようなことの話もあった中で、ぜひそのような意味では、我々もしっかりその事業を踏まえた上で活用を考えていく。どのような形で区民の方々が喜んでもらえる施設をつくっていくのか、今大分いろいろ増えてきましたけれども、区民の方々にどのような形でその話ができるのか。それはやはりある程度事業が分かっているとということで調査事項としました。区民の方々から見ても、そのご心配だという須貝委員の意見もあったので、そのようなことも踏まえて、そこは事前にご説明しようと思いました。

それから、沼田町は、先ほども言いましたように、北海道内の移住先で１位になった。普通に２０年も付き合ってきているという事実があります。そのような形の中で、今回その部分も含めて、皆様になるほどこのようなことで移住地。品川区からもそのような、全国で初めての連携ができるかなと。そういう意味も含めて選びました。

それから、旭川市に本当は行きたいなと思っていたのですが、様々な日程の問題がありました。札幌市も駄目でした。それも議会があるという日程でありました。旭川市では、我々が本当にそれをやっていいのかわからなかったのですが、ふるさと納税が、企業がこのようなことを我々がやるというと、それが企業版ふるさと納税というものがある。それは特別区では活用できない。先ほどの財調ではないですけども、特別区には企業はいっぱいあるのだから。そのようなものもありなのではないか。それで旭川市で、そのようなものを我々が勉強したとしても、今の法律改正がないと特別区ではできない。けれども、そのような勉強をしに行きたいな、それでどんどん我々から訴えていきたいなということで旭川市と思ったのですが、断られたというか、議会日程があるというので。様々な事務局も一生懸命やっていただいて、受け入れてくれるところで、新庁舎が建設された、そしてＩＣＴの活用も非常に行われて、非常に業務の改善が行われてきたというところだそうでありますので、これもやっていきたいと思っております。ぜひそのようなことも含めて、この日程で、これまでいろいろ当たってきたのですが、これでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいということであります。

そして、またこれ以降も変更があるかもしれませんので、正副に一任をさせていただきたいと思いま

すが、よろしいでしょうかという、今日は確認の日なので、よろしいでしょうか。

○須貝委員

前回は申し上げたとおり、このたびは辞退させていただきます。ただ、勉強会は職員の方が資料を作ってくださるということなので、それについては一緒に参加させていただけるなら、これは一緒に、この委員会の場で参加したいと思います。

○石田（秀）委員長

それは受け止めておきますけれども、これは公の議事録も残るので、須貝さんのお気持ちもあると思いますが、私は先ほど言いましたけれども、須貝さんにもご理解いただけるような形で勉強会もしていきたいと思っておりますので、どこまでいくか分かりませんが、ご理解をいただけるような努力は続けていきたいと思っております。よろしくお願いします。

そして、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと思います。既に先方から事前に質問事項をお送りいただきたいとの依頼もありますので、質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思っております。各委員、それぞれ視察先について少しお調べをいただいて、どのようなことを先方に聞いて確認したいかなど、事前にご検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表の4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後3時32分閉会